

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年6月20日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5年度東広島市地域センター建築物等定期点検業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050016
(3) 物品委託役務内容	建築基準法に基づき、東広島市地域センター建築物等の定期点検及び劣化状況調査を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年1月26日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市寺西地域センターほか15施設
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>建築物の定期点検(12条点検)
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

東広島市建築物維持管理（その他業務）共通標準事項を適用する。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年6月20日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年6月20日～ 令和5年7月10日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年6月20日～ 令和5年6月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 地域振興部 地域づくり推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0924 /ファックス番号 082-423-0270 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年6月30日～ 令和5年7月10日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年7月6日～ 令和5年7月7日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年7月10日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和5年度東広島市地域センター建築物等定期点検業務仕様書

1 業務名

令和5年度東広島市地域センター建築物等定期点検業務

2 履行場所

東広島市寺西地域センターほか15施設

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月26日まで

4 業務対象施設の名称

別紙「令和5年度建築物定期点検対象施設一覧」のとおり

5 業務内容

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、東広島市地域センター建築物等の定期点検を行うもの。

(施設ごとの建築物等点検一覧)

施設名称	点検内容			
	建築物	建築設備	昇降機等	防火設備
東広島市寺西地域センター		○		
東広島市郷田地域センター		○		
東広島市東西条地域センター		○		
東広島市三ツ城地域センター		○		
東広島市川上地域センター		○		
東広島市高屋西地域センター		○		
東広島市高美が丘地域センター		○		
東広島市清武西地域センター 大ホール	○	○		
東広島市安宿地域センター 大ホール	○	○		
東広島市乃美地域センター 大ホール	○	○		
東広島市能良地域センター 大ホール	○	○		
東広島市吉原地域センター 大ホール	○	○		
東広島市河内地域センター 大ホール		○		
東広島市戸野地域センター 大ホール		○		
東広島市入野地域センター		○		
東広島市小田地域センター 大ホール		○		

詳細は別紙「令和5年度建築物定期点検対象施設一覧」を参照。

6 業務目的

本業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、建築物等について専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、構造耐力、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

7 点検実施者

本業務の点検は、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める資格を有する者が行うものとする。

資格者名称	点検内容				本業務における実施の有無
	建築物	防火設備	建築設備	昇降機等	
特定建築物調査員	○				○
防火設備検査員		○			—
建築設備検査員			○		○
昇降機等検査員				○	—

※一級建築士又は二級建築士の資格を有する者は、いずれの点検内容も実施することができる。

8 業務仕様

本業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、建築物等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検し、記録する。

(1) 本業務の点検項目及び判定基準は、国土交通省の次の告示による。

本業務の該当	点検内容	告示
○	建築物	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）
—	防火設備	防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）
○	建築設備	建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第285号）
—	昇降機等	昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）

(2) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市建築物維持管理（その他業務）共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。

- (3) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。

9 資料の貸与及び返却

- (1) 発注者が保有する「竣工図」等の業務に関する資料（「竣工図」を保有していない施設もある）は、資料借用書の作成をもって受注者に無償にて貸与する。貸与期間は、2週間を限度とする。
- (2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなったとき又は委託業務完了後に、速やかに返却すること。
- (3) 万一資料に損傷を与えた場合には、受注者が責任を持って修復すること。

10 提出書類

- (1) 受注者は、点検の結果等の記録を報告書としてまとめ、速やかに発注者に提出し、実地又は書面による確認を受けるものとする。
- (2) 受注者は、次の書類を2部作成し、東広島市地域振興部地域づくり推進課に提出すること。

- ・ 定期点検報告書 (様式1-1、様式2-1)
- ・ 点検結果表 (様式1-2、様式2-2)
- ・ 点検結果図 (様式1-3)
- ・ 関係写真 (様式1-4、様式2-3)
- ・ 換気状況評価表 (別表1)
- ・ 換気風量測定表 (別表2)
- ・ 非常用の照明装置の照度測定表 (別表3)

11 委託料の支払い

- (1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
12月までの各月履行分	当該月までに実施し完了報告があった施設分の委託料として発注者が協議し受注者が承諾した額	部分払（部分引渡し）
上記以外	残額	完了払

- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていない限りならない。

12 その他業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務実施前に発注者と作業日程及び作業内容について打ち合わせを行い、作

業計画書を作成し、承諾を受けること。

- (2) 受注者が点検等の業務を行う際には、施設管理者等を立ち合わせることにする。
- (3) 受注者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期すこと。
- (4) 業務の実施に当たっては、施設利用者等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の施設利用者等の迷惑とならないよう注意すること。
- (5) 業務の実施に当たっては、施設内で執務する職員等に支障のないように十分注意すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令を遵守し、安全管理について万全を期すことにする。
- (7) 業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、発注者から業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、必要に応じて補足説明及び立会い等の措置を取ること。
- (9) 受注者は、適正に業務を完了させるため、業務実施責任者及び業務担当者からなる業務実施体制を組織し、業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、受注者がその責任において関係法令等に従って適切に行う。
- (10) 受注者は、本業務で知り得た事項及び関連資料を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (11) 駐車場については、他の施設利用者等に支障がない範囲で利用できるものとする。

1 3 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市地域振興部 地域づくり推進課 地域活動支援係

電 話 （082）420-0924

FAX （082）423-0270

別紙

令和5年度建築物定期点検対象施設一覧

施設名称	所在地	建築物の 用途種別	点検対象となる建築設備				建物構造概要	建築面積 (延べ床面積)
			換気設備	排煙設備	非常用 照明設備	給排水設備		
東広島市寺西地域センター	東広島市西条町寺家 3166 番地 1	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 地上 1 階	1243.52 m ² (959.15 m ²)
東広島市郷田地域センター	東広島市西条町郷曾 11130 番地 5	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 地上 1 階	1139.26 m ² (1004.48 m ²)
東広島市東西条地域センター	東広島市西条土与丸二丁目 3 番 4 号	集会場			○	○	鉄骨造 地上 1 階	803.3 m ² (797.8 m ²)
東広島市三ツ城地域センター	東広島市西条下見五丁目 4 番 8 号	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	939.38 m ² (1431.47 m ²)
東広島市川上地域センター	東広島市八本松飯田八丁目 19 番 49 号	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 地上 1 階	882.36 m ² (800.4 m ²)
東広島市高屋西地域センター	東広島市高屋町杵原 1316 番地 1	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	631.31 m ² (943.47 m ²)
東広島市高美が丘地域センター	東広島市高屋高美が丘四丁目 34 番 2 号	集会場	○		○	○	鉄骨造 地上 1 階	950.43 m ² (799.96 m ²)
東広島市清武西地域センター 大ホール	東広島市豊栄町清武 3756 番地 1	集会場	○		○	○	鉄骨造 地上 1 階	765.21 m ² (693.32 m ²)
東広島市安宿地域センター 大ホール	東広島市豊栄町安宿 3876 番地 1	集会場				○	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	717.03 m ² (697.08 m ²)
東広島市乃美地域センター 大ホール	東広島市豊栄町乃美 3163 番地	集会場	○		○	○	鉄骨造 地上 2 階	700.16 m ² (770.0 m ²)

東広島市能良地域センター 大ホール	東広島市豊栄町能良 1574 番地 1	集会場	○		○	○	鉄骨造 地上 1 階	863.65 m ² (798.32 m ²)
東広島市吉原地域センター 大ホール	東広島市豊栄町吉原 2243 番地 1	集会場	○			○	鉄骨造 地上 1 階	888.42 m ² (839.47 m ²)
東広島市河内地域センター 大ホール	東広島市河内町中河内 1205 番地	集会場			○	○	鉄骨造 地上 1 階	663.5 m ² (663.5 m ²)
東広島市戸野地域センター 大ホール	東広島市河内町戸野 738 番地	集会場				○	鉄骨造 地上 1 階	552.68 m ² (509 m ²)
東広島市入野地域センター	東広島市河内町入野 2650 番地 3	集会場	○		○	○	鉄筋コンクリート造 地上 2 階	659.65 m ² (875 m ²)
東広島市小田地域センター 大ホール	東広島市河内町小田 2182 番地	集会場				○	鉄筋コンクリート造 地上 1 階	482.54 m ² (531 m ²)

【様式1-1】

定期点検報告書

(第一面)

建築基準法第12条第1項の規定による定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

特定行政庁 様

年 月 日

報告者氏名

点検者氏名

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】

() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適合) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域
その他 () 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他 ()

【ロ. 階数】 地上 階 地下 階

【ハ. 敷地面積】 m²

【ニ. 建築面積】 m²

【ホ. 延べ面積】 m²

【3. 階別用途別床面積】 (用途) (床面積)

【イ. 階別用途別】 (階) () (m²)
() (m²)
() (m²)
(階) () (m²)
() (m²)
() (m²)
(階) () (m²)
() (m²)
() (m²)
(階) () (m²)
() (m²)
() (m²)
(階) () (m²)
() (m²)
() (m²)
(階) () (m²)
() (m²)
() (m²)

【ロ. 用途別】 () (m²)
() (m²)
() (m²)

【4. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法
その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

年 月 日 概要 ()
年 月 日 概要 ()

年 月 日 概要 ()
昭和・ 年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無

【ロ. 確認済証】 有 無

交付番号 年 月 日 第 号

交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無

【ニ. 検査済証】 有 無

交付番号 年 月 日 第 号

交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無

【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】

点検等の概要

【1. 点検及び検査の状況】

- 【イ. 今回の点検】 年 月 日実施
- 【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施
- 【ハ. 建築設備の検査】 実施 (年 月 日報告) 未実施
- 【ニ. 昇降機等の検査】 実施 (年 月 日報告) 未実施
- 【ホ. 防火設備の検査】 実施 (年 月 日報告) 未実施
-

【2. 点検の状況】

(敷地及び地盤)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の外部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(建築物の内部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(避難施設等)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

(その他)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無
-

【3. 石綿を添加した建築材料の点検状況】 (該当する室)

- 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
- 有 (飛散防止措置有) ()
- 無
- 【ロ. 措置予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無
-

【4. 耐震診断及び耐震改修の点検状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (年 月に実施予定) 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 有 無

【ロ. 不具合等の記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【6. 備考】

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる点検者及び当該建築物の点検を行ったすべての点検者について記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は、点検者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他

の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「ヘ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を

記載してください。

- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェック

ボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。

② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。

⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表

当該点検に 関与した点 検者	代表となる点検者	氏 名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	調査項目	点検結果			担当 点検者 番号	
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格		
1	敷地及び地盤					
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況				
(4)		有効幅員の確保の状況				
(5)		敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部					
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況			
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況			
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	屋上及び屋根					
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	バラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況				
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部					
(1)	防 火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況				
(4)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)			躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		
(7)				組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況						
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況						
(17)	床	躯体等 耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況						
(20)			準耐火性能等の確保の状況						
(21)			部材の劣化及び損傷の状況						
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況						
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況						
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況						
(25)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況					
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況						
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況						
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況						
(29)			防火扉又は戸の開放方向						
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況						
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況						
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置						
(33)			常閉防火扉等の固定の状況						
(34)			照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(35)					防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(36)			警報設備		警報設備の設置の状況				
(37)					警報設備の劣化及び損傷の状況				
(38)			居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況				
(39)	採光の妨げとなる物品の放置の状況								
(40)	換気のための開口部の面積の確保の状況								
(41)	換気設備の設置の状況								
(42)	換気設備の作動の状況								
(43)	換気妨げとなる物品の放置の状況								
(44)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況						
(45)			吹付け石綿等の劣化の状況						
(46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況						
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷						
5 避難施設等									
(1)		令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況						
(2)	廊下		幅員の確保の状況						
(3)			物品の放置の状況						
(4)			出入口の確保の状況						
(5)	出入口		物品の放置の状況						
(6)			屋上広場の確保の状況						
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況						
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況						
(9)			物品の放置の状況						
(10)			避難器具の操作性の確保の状況						
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況						
(12)			幅員の確保の状況						
(13)			手すりの設置の状況						
(14)			物品の放置の状況						
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況						
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況						
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況						
(18)		開放性の確保の状況							
(19)		特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況					
(20)				付室等の排煙設備の設置の状況					
(21)	付室等の排煙設備の作動の状況								
(22)	付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況								
(23)	物品の放置の状況								
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況						
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況						
(26)		排煙設備		可動式防煙垂れ壁の作動の状況					
(27)				排煙設備の設置の状況					
(28)				排煙設備の作動の状況					
(29)			自然排煙口の維持保全の状況						
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況						
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況						
(32)		非常用エレベーター		乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況					
(33)				乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況					
(34)				乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況					
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況						

(36)		物品の放置の状況				
(37)		非常用エレベーターの作動の状況				
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(39)		非常用の照明装置の作動の状況				
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6 その他						
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況			
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）			
(4)			上部構造の可動の状況			
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況			
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況			
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
7 上記以外の点検項目						
その他確認事項						
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無						
□有（ 階） □無						
特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

(注意)

- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 7「上記以外の点検項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が点検項目を追加したときに、特定行政庁が追加した点検項目を追加し、⑤から⑧に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添様式1-3に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた点検項目（既存不適合の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添様式1-4に従い添付してください。

点 検 結 果 図

番号	点検項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(33)	防火設備又は戸
(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
(36)から(37)	警報設備
(38)から(43)	居室の採光及び換気
(44)から(47)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の点検項目

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

【様式 1-4】

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

【様式2-1】

定期点検報告書
(建築設備(昇降機を除く。))
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期点検の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実
に相違ありません。

特定行政庁 様

年 月 日

報告者氏名

点検者氏名

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適合) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階

【ロ. 建築面積】 m²

【ハ. 延べ面積】 m²

【ニ. 点検対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施

【ロ. 前回の点検】 実施 (年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備点検員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)

中央管理方式の空気調和設備（ 系統 室）

その他（ 系統 室） 無

【ロ. 火気使用室】 自然換気設備（ 系統 室） 機械換気設備（ 系統 室）

その他（ 系統 室） 無

【ハ. 居室等】 自然換気設備（ 系統 室） 機械換気設備（ 系統 室）

中央管理方式の空気調和設備（ 系統 室）

その他（ 系統 室） 無

【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 換気設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有（ 年 月に改善予定） 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定（ 年 月に改善予定） 予定なし

【8. 排煙設備の点検者】

（代表となる点検者）

【イ. 資格】 （ ）建築士 （ ）登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

（その他の点検者）

【イ. 資格】 （ ）建築士 （ ）登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】 区画避難安全検証法（ 階） 階避難安全検証法（ 階）
全館避難安全検証法

□その他（ ）

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

□吸引式（ 区画） □給気式（ 区画）

□加圧式（ 区画） □無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

□吸引式（ 区画） □給気式（ 区画）

□加圧式（ 区画） □無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

□吸引式（ 区画） □給気式（ 区画）

□加圧式（ 区画） □無

【ホ. 居室等】 □吸引式（ 区画） □給気式（ 区画） □無

【ヘ. 予備電源】 □蓄電池 □自家用発電装置 □直結エンジン □その他（ ）

【10. 排煙設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 □要是正の指摘あり（□既存不適格） □指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 □有（ 年 月に改善予定） □無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 □有 □無

【ロ. 不具合記録】 □有 □無

【ハ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定（ 年 月に改善予定） □予定なし

【12. 非常用の照明装置の点検者】

（代表となる点検者）

【イ. 資格】 （ ） 建築士 （ ） 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

（その他の点検者）

【イ. 資格】 （ ） 建築士 （ ） 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯（ 灯） 蛍光灯（ 灯）
LEDランプ（ 灯） その他（ 灯）
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池（内蔵形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
蓄電池（別置形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
自家発電装置（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
蓄電池（別置形）・自家発電装置併用（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
その他（ ）

【14. 非常用の照明装置の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有（ 年 月に改善予定） 無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定（ 年 月に改善予定） 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の点検者】

（代表となる点検者）

- 【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

（その他の点検者）

- 【イ. 資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク（ 基 m³） 貯水タンク（ 基 m³）

その他（ ）

【ロ. 排水設備】 排水槽（汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽）

排水再利用配管設備 その他（ ）

【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無

【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式

【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器

その他（ ）

【18. 給水設備及び排水設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適合） 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有（ 年 月に改善予定） 無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定（ 年 月に改善予定） 予定なし

【20. 備考】

(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

--	--	--	--	--

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了点検について、それぞれ記入してください。④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認点検機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マー

クを入れてください。

- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又

は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に行っているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検結果表
(換気設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	検査項目等		点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況			
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機又は排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量			
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況			
(12)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(13)		空気調和設備の運転の状況				
(14)		空気の過器の点検口				
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(16)		空気調和設備の性能	各居室の温度			
(17)			各居室の相対湿度			
(18)			各居室の浮遊粉じん量			
(19)			各居室の一酸化炭素含有率			
(20)			各居室の二酸化炭素含有率			
(21)			各居室の気流			
2 換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(11)		換気扇による換気の状況				
(12)		給気機又は排気機の設置の状況				
(13)		機械換気設備の換気量				
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		防火区画の貫通措置の状況				
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
4 上記以外の点検項目等						

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(10)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(非常用の照明装置)

当該点検に関与した点検者		氏名	点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	検査項目等	点検結果			担当点検者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具				
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等			
(2)		照明器具の取付けの状況			
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能			
(2)	照度	照度の状況			
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況			
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			
(2)		電気回路の接続の状況			
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況			
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況			
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況			
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況			
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況			
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況		
(2)			蓄電池室の換気の状況		
(3)			蓄電池の設置の状況		
(4)		蓄電池の性能	電圧		
(5)			電解液比重		
(6)			電解液の温度		
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)			キュービクルの取付けの状況		
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況		
(2)			発電機の発電容量		
(3)			発電機及び原動機の状況		
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		
(5)			始動用の空気槽の圧力		
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況		
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況		
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		
(9)			自家用発電装置の取付けの状況		
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限		
(11)			接地線の接続の状況		
(12)			絶縁抵抗		
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況		
(14)			始動の状況		
(15)			運転の状況		
(16)			排気の状況		
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		
7	上記以外の点検項目等				

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑬ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

点検結果表
(給水設備及び排水設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	検査項目等	点検結果			担当点検者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	飲料用の配管設備、排水設備				
(1)	飲料用配管及び排水配管	配管の取付けの状況			
(2)	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況			
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況			
(4)		継手類の取付けの状況			
(5)		保温措置の状況			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況			
(7)		配管の支持金物			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況			
(9)		止水弁の設置の状況			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況			
2	飲料水の配管設備				
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク	給水タンク等の設置の状況			
(2)	(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況			
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			
(5)		給水ポンプの運転の状況			
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況			
(7)		給水タンク等の内部の状況			
(8)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況			
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況			
3	排水設備				
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ			
(2)		排水槽の通気の状況			
(3)		排水漏れの状況			
(4)		排水ポンプの設置の状況			
(5)		排水ポンプの運転の状況			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況			
(7)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途			
(8)		雑用水給水栓の表示の状況			
(9)		配管の標識等			
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(11)		消毒装置			
(12)	その他	衛生器具の取付けの状況			
(13)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			
(15)	配水管	公共下水道等への接続の状況			
(16)		雨水排水立て管の接続の状況			
(17)		排水の状況			
(18)		掃除口の取付けの状況			
(19)		雨水系統との接続の状況			
(20)		間接排水の状況			
(21)	通気管	通気開口部の状況			
(22)		通気管の状況			
4	上記以外の点検項目等				

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面16欄に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 4「上記以外の点検項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑦から⑩に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日 階	室名	測定機器		換気方式	換気設備機種名*注1	型式番号等		判定
		メーター名	必要換気量 (m³/h)			換気状況の評価*注2		
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正
				一種・二種・三種				指摘なし・要是正

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日 室番(場所)	測定機器 メーカー名		必要換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	型式番号等		判定
	使用器具	発熱量(kW)			換気型式(n)	測定風速*注 (m/s)	
							指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正
			40・30・20・2				指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

